

情報公開審査会答申の概要

答申第 993 号（諮問第 1650 号）

件名：行政処分具申書等の開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 11 月 24 日

2 原処分

令和 3 年 1 月 8 日（開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 3 月 11 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 4 月 30 日

5 答申

令和 4 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

処分庁が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

ア 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求に係る処分として別表の 1 欄に掲げる開示請求に対する本件開示決定を記載した上で、本件行政文書以外の文書についても開示を求める旨主張していることから、本件開示決定において文書の特定について誤りがあるか否かについて、以下検

討する。

イ 本件開示請求について

本件開示決定に係る請求内容として、本件開示請求書には「①公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る）」と記載され、さらに「警察署長印の分」と記載されている。これらの記載から、本件開示決定に係る開示請求の内容は、警察署長印を押印する文書の様式で愛知県警察が定め、現に使用しており、愛知県警察例規集に掲載されているものを求めるものであると解される。

ウ 本件行政文書の特定について

(7) 当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は処分庁が主張するとおりであり、本件行政文書は請求内容に合致するものと認められた。

(4) ここで、審査請求人は、本件行政文書以外にも「他部局で「感謝状・表彰状」の様式を決めているので、その部分の開示を求める」旨主張している。

この点、当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、警察本部交通部交通総務課以外の所属である警察本部警務部監察官室（以下「監察官室」という。）が所管する規程に本件行政文書とは別の「感謝状・表彰状」の様式が規定されているとのことである。なお、処分庁が令和3年1月8日に、本件開示請求に対し別に行った監察官室の所管する文書に係る開示決定において「感謝状・表彰状」の様式の決定をしていなかったが、同年2月5日に審査請求人から不服申立てがあり、本件開示請求に係る対象文書を再度探索した結果、監察官室において、「感謝状・表彰状」の様式が該当することが判明し、同年2月9日に当初の開示決定を取り消して、「感謝状・表彰状」の様式を追加して特定した開示決定を行っており、当該決定は本件審査請求がなされる前に行ったとのことである。

当審査会において、当該開示決定の内容を確認したところ、処分庁の主張するとおりの内容の決定がされていることが認められた。よって、「感謝状・表彰状」の様式については、令和3年1月8日時点では処分庁の決定としては文書の特定が不十分であったとしても、本件審査請求がなされる前の同年2月9日に追加して文書を特定した開示決定を行っている。

そして、他に特定すべき文書が存在する事情も認められなかった。

(9) これらのことからすれば、本件開示請求に対し、本件行政文書を特定し、他に対象となる文書は存在しないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称
・公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る）警察署長印の分（ただし、電子は除く）	・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律事務取扱要綱の制定（平成 14 年 5 月 29 日付け、交総・交指発甲第 78 号）で定める行政処分具申書（様式第 12）及び法令違反認知通報（様式第 13） ・原動機を用いる身体障害者用の車いすに係る警察署長の確認事務処理要領の制定（平成 4 年 10 月 28 日付け、交総発甲第 47 号）で定める確認証（様式第 1） ・原動機を用いる小児用の車に係る警察署長の確認事務処理要領の制定（令和元年 11 月 21 日付け、交総発甲第 150 号）で定める確認証（様式第 2） ・安全運転管理者等に関する事務取扱要綱の制定（昭和 54 年 11 月 19 日付け、交企発甲第 48 号）で定める解任命令上申書（様式第 6） ・優良自動車運転者標章規程の制定（昭和 37 年 9 月 1 日付け、交庶発甲第 178 号）で定める優良標章交付具申書（様式第 1） ・交通安全功労者等表彰取扱要綱の制定（昭和 39 年 12 月 25 日付け、交庶発甲第 389 号）で定める交通安全功労者等表彰具申書（功労者又は運転者）（様式第 3（その 1））及び交通安全功労者等表彰具申書（団体）（様式第 3（その 2）） ・交通安全奉仕顕賞及び交通安全奉仕き章取扱要綱の制定（昭和 63 年 8 月 23 日付け、交企発甲第 31 号）で定める感謝状（様式第 2） ・優良自動車運転者の表彰に関する規程（平成 9 年 3 月 28 日付け、愛知県警察本部告示第 1 号）で定める優良運転者賞（様式第 4）